

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年2月13日付け14農振第1906号
最終改正 令和5年1月20日付け4畜産第2052号
令和5年1月20日付け4農振第2328号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の（1）のイ及び（2）のイ並びに2の（1）のイ及び（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあっては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあっては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

- （2）当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

- （3）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表2の1の（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものであって、総事業費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体

の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- (2) (1)のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあつては畜産局又は農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 畜産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあつては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。）、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

〔再評価地区別資料記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。
- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

- （２）地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の２月末日までに畜産局長等に報告するものとする。
- （３）畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第５ 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第６ 評価結果等の公表

- １ 畜産局長等は、基本計画第５の３の（４）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の３月末日までに評価書を公表するものとする。
- ２ 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第７ 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

第８ 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第９ 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局	名
---	---

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ その他			
事業主体の 事業実施方針			
事業主体の 予算要求方針			
第 の 三 意 見			
補 助 金 交 付 の 方 針			

(注1)「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。

(注2)「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。

(注3)「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

(注4)「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあつては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 2)

農業農村整備事業等再評価結果書

都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項目				事業主体の事業実施方針	事業主体の予算要求方針	第三者の意見	補助金交付の方針	備考
				ア	B/C	イ	ウ	エ				

(注 1) 「項目」欄については、ア．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）、イ．農業情勢、農村の状況その他の社会情勢の変化、ウ．事業の進捗状況、エ．関連事業の進捗状況に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は－を記入する。

(注 2) 「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあつては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

局		名	
都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業完了年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等			
事後評価結果			
第三者の意見			

(注1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

九州農政局補助事業評価委員会設置要領

平成15年2月26日付14九整第1234号
最終改正 平成27年10月1日付27九企第55号

第1 趣 旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとしている。このため、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付14農振第1906号生産局長及び農村振興局長通知）に基づき、九州農政局に補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」）を設置する。

第2 事 務

事業評価委員会は、次に掲げる事項について事務を行う。

- (1) 再評価地区別資料及び再評価結果書の案の取りまとめに関すること。
- (2) 事後評価地区別資料及び事後評価結果書の取りまとめに関すること。
- (3) その他事業評価委員会の趣旨に照らして適当と認める事項に関すること。

第3 事業評価委員会の構成等

- 1 事業評価委員会の構成は、次のとおりとする。

生 産 部 生産部長、畜産課長
農村振興部 農村振興部長、地方参事官（事業計画担当）、
地方参事官（各省調整担当）、事業管理調整官、設計課長、
農村計画課長、土地改良管理課長、事業計画課長、水利整備課長、
農地整備課長、地域整備課長、防災課長

- 2 委員長は農村振興部長とし、副委員長は生産部長及び地方参事官（事業計画担当）とする。
- 3 事業評価委員会は第2に掲げる事務を行うため、必要に応じて開催する。
また、委員長が必要と認めたとき、若しくは、委員から要請があった場合についても開催する。
- 4 事業評価委員会は委員長が招集し、その会務を統括する。ただし、委員長に事故、あるいは委員長の判断によりあらかじめ指名する場合は、その者が適宜その職務を代行することができる。
- 5 委員長は、必要に応じて1に掲げる者以外の関係職員について事業評価委員会への出席を求めることができるものとする。

第4 事業評価幹事会の構成等

- 1 事業評価委員会は、所要の事務を行わせるため、次の者により構成される事業評価幹事会を設置する。

生産部	畜産課	課長補佐
農村振興部	設計課	事業調整室長
	農村計画課	課長補佐
	土地改良管理課	課長補佐、農政調整官
	事業計画課	課長補佐
	水利整備課	課長補佐
	農地整備課	課長補佐
	地域整備課	課長補佐
	防災課	課長補佐

- 2 幹事長は、農村振興部設計課事業調整室長とする。ただし、第2の(2)の事項に係る事務については農村振興部土地改良管理課農政調整官とする。
- 3 事業評価幹事会は、必要に応じて開催する。また、幹事長が必要と認めたとき、若しくは、幹事から要請があった場合についても開催する。
- 4 事業評価幹事会は幹事長が招集し、その会務を統括する。ただし、幹事長に事故あるときは、あらかじめその指名する幹事がその職務を代行する。
- 5 幹事長は、必要に応じて1に掲げる者以外の関係職員について事業評価幹事会への出席を求めることができるものとする。

第5 事務局

- 1 事業評価委員会の事務局は農村振興部設計課事業調整室に置くものとする。ただし、第2の(2)の事務に関する事項は、農村振興部土地改良管理課に置くものとする。
- 2 第2に掲げる事務を効率的かつ円滑に進めるため、事務の統括及び調整については事務局が行い、資料収集・整理等の実務は事業を所管する課等が行うが、事業評価幹事会を構成する課はこれらについて、支援・協力を行うものとする。

第6 雑 則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は委員会において定める

附 則

この要領は、平成15年 2月26日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成23年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成27年10月 1日から施行する。

九州農政局農業農村整備事業等事後評価技術検討会設置要領

平成２８年３月３０日付２７九振第１４８５号

第１ 趣 旨

国営土地改良事業等並びに農業農村整備事業等補助事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図る観点から、農林水産省政策評価基本計画（平成１４年３月２９日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）第８及び国営土地改良事業等事後評価実施要領（平成１２年３月２７日付け１２構改Ｃ第２４１号構造改善局長、畜産局長通知。以下「国営事後評価要領」という。）第３の４並びに農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成１５年２月１３日付１４農振第１９０６号生産局長及び農村振興局長通知。以下「補助事後評価要領」という。）第５に基づき、農業土木、農業経済その他必要と認められる各分野の専門的知識を有する者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

第２ 目 的

技術検討会は、国営事後評価要領第３の４及び補助事後評価要領第５に基づき設置し、国営事後評価要領第４の４及び補助事後評価要領第５に基づき、九州農政局国営事業管理委員会及び九州農政局補助事業評価委員会（以下「事業管理委員会等」という。）から示された事後評価案等について、技術的・専門的な検討を行い、事業管理委員会等に対して意見の報告を行う。

第３ 構成等

- １ 技術検討会は、第１に定める公正中立の専門的知識を有する５名程度の委員をもって構成する。
- ２ 委員の任期は、原則として２年間とする。ただし、再任を妨げない。
また、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- ３ 技術検討会に委員長を置き、各委員の互選によりこれを定める。
- ４ 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第4 会議等

- 1 会議は、事業管理委員会等から事後評価案等について、検討または意見を求められたときに開催する。
- 2 技術検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 技術検討会の公開等については、技術検討会に諮り技術検討会が決定するものとする。
- 4 議事内容等の公開方法については、技術検討会が決定するものとする。

第5 事務局

技術検討会の事務局は、九州農政局農村振興部土地改良管理課とし、技術検討会の総括庶務を処理する。

第6 附 則

本設置要領は、平成28年3月30日より適用するものとする。